

Title	〔商法三八九〕 集団扱生命保険契約における告知義務違反に基づく契約解除権と除斥期間の起算点 (福岡地裁平成二年五月二二日判決)
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.3 (1999. 3) ,p.99- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19990328-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔商法 三八九〕

集団扱生命保険契約における告知義務違反に
基づく契約解除権と除斥期間の起算点

（保険金請求事件、福岡地裁平元の七六六号、平成二年五月二日民三部判決、棄却（控訴）判例時報一三七五号一三二頁）

〔判示事項〕

集団扱生命保険契約において保険者の告知義務違反を理由とする契約解除権が除斥期間経過により消滅していないとされた事例

〔参照条文〕

商法六七八条二項、六四四条二項

〔事実〕

訴外Aは、昭和六〇年七月一九日、Y生命保険相互会社（被告）との間で、被保険者をA本人、死亡保険金受取人X（原告）、死亡保険金を二五〇〇万円とする集団扱普通

定期保険契約を締結し、同日第一回保険料に相当する金額を支払い、その後も継続して保険料を支払っていたところ、昭和六二年七月二一日脳出血によって死亡した。そこで、保険金受取人であるXが、昭和六二年八月八日、Y社に対し保険金支払請求手続をとったが、被告Y社は、本件保険契約の保険約款に、保険金は請求日の五日後に支払われるとされているにもかかわらず、支払に応じなかったため、訴えを提起したのが本件である。

これに対し、Y社は、昭和六二年九月二九日、本態性高血圧であるにもかかわらずこれが告知されていなかったと

して、X に対して本件保険契約を告知義務違反に基づき解除の意思表示をなしていると抗弁した。

本件の主たる争点は、告知義務違反を理由とする契約解除権が除斥期間の経過により消滅しているか否かである。

X 側は、第一に、Y は、昭和六二年八月一日頃告知義務違反という解除原因を知ったのであるが、その後一か月以上経過した同年九月二十九日に意思表示をしたのであるから、解除権は消滅していると主張し、第二に、特約二条では、「契約成立日から二年」という契約解除権の除斥期間が定められているが、この起算日である「契約成立日」は、本件のような集団扱の場合にも、普通保険約款上定められている契約成立日（即ち、責任開始日）と同様に解すべきであるから、A の死亡が昭和六二年七月二日である以上、実質的契約成立日である責任開始日（第一回保険料払込日である昭和六〇年七月一九日）から二年を経過した後であるので、解除権は消滅していると主張した。

これに対し、Y 会社は、第一の点については、告知義務違反の事実を知ったのは、医師から事情を聴取し、診察証明書書の交付を受けた昭和六二年九月二二日であるから、知った日から一か月を経過していないと主張し、第二の点については、集団扱の場合には、特約において「契約成立

日」は第一回払込日の翌月一日と定められており、本件保険契約では昭和六〇年八月一日がこれに該当する日であるから、同年七月二二日の死亡から未だ二年を経過していないと主張した。

〔判旨〕 請求棄却

1 「A が Y 会社甲営業所の外務員 B に血圧の高いことを告げたとの点については、……これを認めるに足りる証拠はない。また仮令生命保険会社の外務員に告げたとしても、一般に外務員にはこのような告知を受領する権限なく、同外務員にその権限があるとの特別な事情については主張立証がない。

更に、A が Y 会社の診査医に対して高血圧の事実を告げたとの点についても、これを認めるに足りる証拠はない。」
 2 「Y 会社が A の昭和六〇年七月一〇日から同年一月二五日まで通院した C 外科・胃腸科医院の医師 D から診療証明書（診断書）の交付を受け、入・通院状況を確認したのが昭和六二年九月二二日であることが窺われるので、Y において告知義務違反という解除原因を知ったのも同じ頃と思われる。したがって、Y のした契約解除の意思表示は、解除原因を知ってから一か月を経過していないので、Y の解除権は未だ消滅していないというべく、他に X 主張事実

を認めるに足りる証拠はない。」

3 「確かに、Yの普通定期保険普通保険約款第一条第二項・第三項において、第一回保険料に相当する金員を受領した日をもって責任開始日するとともに契約成立日としていることが認められるにもかかわらず、普通定期保険集団扱特約第二条においては、前記普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定するYの責任開始期の属する月の翌月一日を契約成立日とすることが定められていることが認められるので、集団扱分のみ取扱が異なるということができる。この取扱の差が告知義務違反を理由とする契約解除権の除外期間の起算点に関係してくることとなる。しかも、この除外期間の起算点も、昭和六一年七月五日の普通定期保険普通保険約款改正により、「契約成立の日」とある部分が「責任開始の日から」に改められたことが認められ、この改正以後は、集団扱特約による契約成立日のずれも、除外期間の起算点に関しては、差異を生じなくなつた。また、Y以外の生命保険会社においては、あらためて契約成立日を問題にせずに、すべて責任開始日を基準に処理しようとするところや契約成立日を定めてはいても、期間の計算に関しては責任開始日とするところが多く、契約成立日としていたのを責任開始日に改正したところもあ

り、責任開始日を基準にしながらも、集団扱特約において、責任開始日を翌月一日とすることが一社あるにすぎない。これらの事情を考えると、Aが責任開始日を基準に起算すると二年以上経過し、契約成立日を基準とすると二年を経過していない微妙な時期に死亡したという本件において、Xが実質的な本件保険契約締結（成立）の日に着眼して集団扱の取扱いの差異をなくし、他社の取扱いと均一化を強調して、契約成立日を責任開始日に読み替えるよう主張することは、心情的には理解することができ、この主張を理由のないものとして直ちに排斥しがたいところであると考えられる。しかし、翻って考えてみるのに、告知義務違反を理由とする契約解除権の除外期間は、元来「契約ノ時ヨリ五年」（商法第六七八条第二項、第六四四条第二項）と定められているのを保険者において期間の利益を一部放棄した形で普通保険約款に規定したものであるから、本件保険契約において、除外期間の終期を定めるにあたり、普通保険約款及び集団扱特約にいう『契約成立日から二年間』、即ち昭和六二年七月末日までと定め、各社・各種保険と比較して二年間という期間に多少のずれが生じたとしても、これ直ちに不合理であると断ずることは困難である。集団扱いにおける責任開始日と契約成立日のずれが保険者

側の集金事務の便宜のために設けられたであろうことは、推察するに難くないが、集団扱特約の適用を受ける保険契約者には、保険料において集団扱いの保険料率が適用されることが認められるので、この点を考慮すれば一概に不合理ということもできない。」

〔研究〕

1 本件判旨では、告知義務が履行されていないことを前提として、この告知義務違反に基づく契約解除権が特約に定める除斥期間を経過したものとはいえないから消滅してはいないとしている。このように本件の主たる争点は、告知義務違反を理由とする契約解除権が除斥期間の経過により消滅しているか否かにあるが、判旨第一点では、告知義務が履行されていないとしつつも、告知受領権者とはいったい誰なのかという興味深い点についても一応の裁判所の考え方が示されている。この点に関する従来の判例は、外務員に対する告知は、例外的に外務員に告知受領の権限が与えられている場合を除き、保険者に対する告知としての効力を有しない（大判昭和七年二月一九日刑集一一巻八五頁、東京地判昭和二六年二月一九日下民集二巻一一号一四四八頁、東京地判昭和三七七年二月二二日判時三〇五号二九頁）とされていたし、診査医は告知受領権を有するとし

て確定しているから（大判大正五年一月二二日民録二二巻一九五九頁、福岡地小倉支判昭和四六年二月一六日判タ二七九号三四二頁）、本判决もこの点に関しては従来の判例の態度を踏襲したものと評価し得る。

前述したように、本件の主たる争点は、告知義務違反を理由とする契約解除権が除斥期間の経過により消滅しているか否かというところであり、特に「この特約による取扱いを行う保険契約は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する会社の責任開始期の属する月の翌月一日を契約成立日とします」として集団扱特約が特別の定めを置いているところから、これをいかに解すべきかが問題とされている。具体的には、集団扱特約の解釈として、保険者の解除権の除斥期間の起算点、すなわち二年以内の保険金の支払事由（被保険者の死亡）のその期間の起算点が責任開始日（昭和六〇年七月一九日）なのか、それとも契約成立日（昭和六〇年八月一日）なのかというところにある。本件では、Aの死亡は昭和六二年七月二一日であるから、前者すなわち責任開始日であるとすると、二年以上経過後の死亡ということとなり、Y保険会社は保険金を支払う責任を負うこととなり、後者すなわち契約成立日であるとすると、二年以内の死亡ということとなり、Y保険会

社は保険金の支払を免れるということとなる。

告知義務違反を理由とした契約解除権の除斥期間に関連した判例はあまり多くなく、わずかに解除原因を覚知したときから一か月を経過した後になされた解除は無効であるとしたもの（大判大正五年七月一二日民録二二卷一五〇一頁）や、商法六四四條二項あるいは商法六七八條二項の「解除ノ原因ヲ知りタル時」とは何時なのかについて争われたもの（大判昭和一四年三月一七日民集一八卷一五六頁、大判昭和一六年九月三日法学一一卷四一八頁、大阪地判昭和四七年一月一三日判タ二九一三三四頁）、保険事故の発生の時期いかんを問わず五年の除斥期間が経過すれば解除権は消滅するとしたもの（満了直前に死亡し、保険者は五年の期間満了後に告知義務違反を知ったという事例。東京地判昭和一三年二月二一日新報五〇五号八〇頁）などがあるだけである。したがって、本判決の主たる争点については、この点に関する初めての裁判所の判断という位置付けをすることができよう。

2 判旨第一点については、前述したように、従来の判例は、診察医には告知受領権があるとするが、一般の外務員には告知受領権はないとしている。診査医に関しては学説上もほぼ異論なく告知受領権を認めており、告知の受領に

ついでには保険者を代理する権限を有するものとして（田辺康平・現代保険法四二頁、金沢理・保険法講義六一頁、石田満・商法IV二九五頁。ただし、倉沢康一郎・保険法通論一三六頁は、本来告知受領権は契約締結権と結びつくべきものであるということから、告知受領権を有することには懐疑的な態度を示されている）。ただ、診査医に対する告知が保険者に対する告知と同視され、また診査医の知または過失による不知が保険者のそれと同視されることの理論的根拠については、判例・学説ともに争いがある。判例の中には、診査医は「保険者の機関として申込人の健康状態を調査する任務を有するから、身体状況に関し危険測定に重要な事実の告知を受けることができるのは当然」として機関性に求めるもの（大判大正八年九月九日新聞一六一〇号二〇頁）や、「保険者は、その医師の診断上の過失については自らその責めを負う意思を有するものと解すべきは業務の性質上当然」として保険者の意思に求めるもの（大判大正一一年二月六日民集一卷一号一三頁）などがある。学説には判例と同様、機関と解するもの（田中誠・新版保険法一〇一頁、野津務・保険法における信義誠実の原則一一四頁）や保険者の意思を推測するものもあるが、診査しかつ危険測定に関する事情を聴取しこれを保

険者に報告することを委託する行為のうちに、黙示の告知受領の代理権の授与行為が含まれているということに求めるものなどもある（大森忠夫・保険法二八三頁、西島梅治・保険法第二版三七四頁、石田・前掲書二九六頁）。しかし、診査医が保険者の機関であるというのは法的な意味での機関でないから、あくまでも一種の比喩に過ぎないものであろうし、また保険者の意思を推測する考え方に對してはあまりに擬制に過ぎるとの批判をなしうる。さらに、黙示の告知受領の代理権をもつて構成する学説は、理論的には、告知は準法律行為（觀念通知）であるから、申込の意思表示の受領権限とは別個に告知受領の権限だけを授与するということも可能であると主張するのであろうが、告知受領権者は承諾の意思表示をなし得る者、すなわち契約の締結権ある者であるべきである。なぜなら、告知義務は保険者の承諾の意思表示の動機に関連するものだからである。立法論としてであればともかく、黙示の授与も擬制に過ぎる。

外務員に関しての判例は既に述べた通りであるが、学説も判例と同様に、その根拠としては、告知は、これにより締約の応否を決するためのものであるから、その性質上、締約につき決定権を有する者（代理人を含む）でなくては

ならないという点に求める（ただ、学説の中には、外務員には告知したにもかかわらず、外務員がこれを会社に伝達しなかったために告知義務違反となるのでは、契約者保護の点で問題があるとの理由から、有効な告知とはならないけれど、それは知・不知の問題とは別だから、こちらで解決しようとするものも登場する（大森・前掲書二八五頁、西島・前掲書三七七頁。倉沢教授は、損害賠償の問題で解決すべきが筋であるとされる。倉沢康一郎・保険契約法の現代的課題四五頁）。ここでは、これ以上立ち入らない。

以上述べてきたように、判旨第一点については、外務員に関しては述べる通りでいいとしても、診査医に告知すれば足ることを前提とした後段部分には問題がある。

3 判旨第二点では、保険者が「解除の原因を知った時」とは何時の時点かが問題とされている。本件約款一五条二項一号は、「会社が解除の原因を知った日から起算して一か月以内に解除しなかったとき」告知義務違反を理由とする解除権は消滅するとしており、商法六七八条二項も同様に規定している。この点、学説上は、保険者が「解除の原因を知った時」とは、保険者が解除原因が存在するのではないかという疑いをもっただけではこれに当たらず、解除権行使のため必要と認められる諸要件を確認することが必

要とされている（大森・前掲書一三四頁、西島・前掲書九一頁）。判例の立場は必ずしも明らかではないが、保険者が告知義務違反の客観的要件を知った時、すなわち重要な事実の不告知または重要な事項に関する不実告知を知った時をもって解除の原因を知った時と解するようである（前掲・大阪地判昭和四七年一月一三日）。本件判旨の表現からすれば、「Yにおいて告知義務違反という解除原因を知った」としているのであるから、基本的には従来の判例の立場を踏襲しているものと思われる。

4 問題は判旨第三点であり、これが本件の主たる争点ともいえる。商法は、告知義務違反を理由とする保険者の解除権について、保険者が解除の原因を知った時から一か月間これを行使しないとき、または契約成立の時から五年を経過したときはこれを行使することができないと規定している（商法六七八条二項、六四四条二項）。そして、この期間は除斥期間であり、特約によりこの期間を短縮することとは、保険契約者の側に商法に定めるよりも不利益を及ぼすものではないから、有効であると解されている（大森・前掲書一三二頁、西島・前掲書九一頁、伊沢・前掲書三六三頁、東京地判昭和一三年二月二日新報五〇五号八〇頁）。片面的強行規定であるので、延長することはできな

いが短縮はできるとの理由からである（石田・前掲書七二頁。なお、損害保険法制研究会・損害保険契約法改正試案理由書（一九九五年確定版）によれば、片面的強行規定であることを明記するようである——商六六三条の三）。本件判旨も、こうした学説・判例の考え方に従い、本件約款が除斥期間を二年に短縮していることを有効とする前提で論じている。

そして、本件における問題は、初めに述べたように、この除斥期間の起算点がいつかというところにある。というのも、本件で問題とされた普通定期保険普通保険約款では、個人保険の場合には、第一回保険料に相当する金額の支払がなされた時が責任開始の日とされ、さらに責任開始の日が契約成立日とされており（約款一条三項）、両者の間にずれがないため問題とはならないが、本件の集団扱特約では、「この特約による取扱を行う保険契約は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する会社の責任開始期の属する月の翌月一日を契約成立日とします」（特約二条一項）とされており、告知義務違反を理由とする解除権については、「契約成立日……からそれぞれ起算し、二年以内に保険金の支払い事由または保険料払込みの免除事由が生じないで、その期間を経過したとき」「解除

権は……消滅します」(約款一五条二項)とされているため、契約成立日と責任開始日とのズレが生じてしまい、まさに本件のような時間的關係のある場合には、契約成立日であると文言通りに理解した場合には解除権が消滅していないという状況となってしまう。

本件判旨はきわめて歯切れが悪い(このことを指摘するものとして、西島・後掲本件判批二二二頁)。本事件当時の約款規定が当時においても改正されざるを得なくなったこと、他の保険会社の約款や特約の場合にはこうした問題は発生しないこと、などを長く述べXに同情の念を示し、心情的には理解できるとはしつつも、結論的には、当時の約款の無条件適用をしているからであるといえる。本判決は、「契約成立日を責任開始日と読み替えるよう主張することは、心情的には理解できる」としながらも、「元来、『契約ノ時ヨリ五年』(商法第六七八条二項、第六四四条二項)と定められているのを保険者において期間の利益を一部放棄した」ものであるから多少のズレは不合理でないとし、さらに保険料も集団扱いで割引されているのだからこれもまた不合理ではないとして、当時の約款をそのまま適用する根拠としてくる。要するに、本件判旨は、本件約款の内容には不合理な部分が認められるが、これをそのまま

適用しても必ずしも不合理とはいえない理由があるとするのである。

この点、前者の問題については、商法よりも三年も短くしたのでから多少のずれはしかたないというが、最大一か月のずれが生ずることを考えると、はたして井勘定的にこのように言い得るかは疑問であるし、割引保険料の存在をもつて不合理性を否定することも、告知義務違反を理由とする契約解除権の除斥期間についての保険契約者の側の不利益を甘受させる根拠とはなり得ない。割引保険料はいわば経営戦略上の問題であり、事務負担の軽減からでた付加保険料部分についての割引であろうから、この存在をもつて、契約解除権の存否にまで影響を及ぼすとするのは問題である。

5 元来、普通定期保険集団扱特約は、同一団体に属する者と保険者の間の多数の個別的な契約について、保険料の給与控除と一括銀行振込、保険料集金手数料分の割引など、集団的な取扱をする特約であるに過ぎない。あくまでも、個々の保険契約者との間で個々の保険契約が成立しているのであるから、法律関係は、基本的には個人保険と同じものである(西島・後掲本件判批二二二頁、糸川厚生「団体生命保険契約」ジュリスト七四六号一二二頁)。ところで、

個人保険の場合、「会社は、次の時から保険契約上の責任を負います」「第1号 保険契約の申し込みを承諾した後」に第一回保険料を受け取った場合 第一回保険料を受け取った時」「第2号 第一回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申し込みを承諾した場合 第一回保険料相当額を受け取った時」としてあるのが通常である。第1号は責任開始条項と呼ばれ、第2号は責任遡及条項と一般に呼ばれており、いずれにしても、保険契約の諾成契約性の下で、契約成立時点と責任の開始時点（保険期間の始期）のずれを調整するものであるが、ここでの契約成立時点はまさに法律行為としての保険契約の成立時点が問題とされる（拙稿「生命保険契約の成立」金融・商事判例九八六号四一頁）。そしてまた、商法六七八条二項にいう「契約の時より」とは「契約成立の口」を意味するであろうから、ここでもやはり法律行為としての保険契約の成立が問題とされていそうである。もちろん、同条は強行規定ではないから、告知義務違反をめぐる契約当事者の利害の公平な調整となるのであれば特約をもって別段の定めをなすこともできないわけではない。したがって、多くの約款では責任開始日とされているのである。

問題は、本件当時の約款本体では「契約成立の日から」

とされており、集団扱特約では、その「契約成立日」について「普通保険約款に規定する会社の責任開始期の属する月の翌月一日を契約成立日とします」とされているという点である。先にも述べたように、集団扱いといえど、個々に保険契約が成立するのであるから、法律行為としての契約の成立日は個々に異なっているはずである。集団扱いの保険といえど、集団扱いの対象となる個別契約はバラバラに申し込みと承諾が行われるため、法律行為としての契約成立日が不統一であるのは当然だからである。そうであるとすれば、本来、法律行為としての「契約成立の日」などは画一的にある一定の日として定め得る性質のものではないと考えられよう。特に、集団扱定期保険の約款が、個人保険の場合と異なる定めを設けたのは、保険期間の統一と保険料払込方法の統一を図るという目的だけのためであるとすれば、保険会社の事務処理上の基準日が統一されていさえすればいいのであるから、必ずしも責任開始期の属する月の翌月の一日にこれを統一する必要はない（西島・後掲本件判批二一一頁）。このように、集団扱特約における「契約成立日」は、保険契約上の権利義務の発生や消滅の時期を判定する基準の日という、本来的な法律行為としての契約成立日を意味するのではなく、毎月の保険料の未

収か既収かを画一的に判定するための事務処理上の基準日とされたものと言い得るに過ぎない。それゆえ、たとえ「契約成立の日」との文言が使用されていようと、収保管理上の便宜のために設けられた基準日を、告知義務違反を理由とした解除権の除斥期間の起算点に用いることはできないであろう。少なくとも、告知義務違反を理由とした解除権の除斥期間の起算点については、特約二条の適用はないと考えるべきである。したがって、この場合には、解釈論としても、約款の一般原則に戻り、責任開始日をもって契約成立日であると解するのが本来の言葉の意味からしても正当である。そして、この約款の一般原則は、保険料相当額受領の時に契約も成立するとして、保険料相当額の払込みを契約の成否と関連づけるべきであるとする考え方によって裏付けされる。

6 本件は控訴されたが、裁判所の強い和解勧告によって、控訴審の第一回口頭弁論期日に、Xの側から和解の申し出があり、結局、死亡保険金の二割と既払い保険料の合計金額で、裁判上の和解が成立したようである。判旨に歯切れの悪い部分が多かったのは、裁判官自身がオール・オア・ナッシングの判断が困難であったことの証ともいえる（西島梅治・保険法第二版八九頁でも、本件のような事例の場合、

結局は示談的処理が多いとの指摘がなされている。なお、本件についての判例研究としては、西島梅治・判例評論三九一号と石田満・ジュリスト一〇四五号があり、西島教授は結論賛成、石田教授は反対の態度を表明されている。

宮島 司